平成２８年（フ）第１６５号
山形県東根市大林２丁目１番２号　オランダ村－212、前住所山形県米沢市金池５丁目６番37号　レオパレスベーネ201号室
債務者　栗田　知也
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで　山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６５号
三重県伊勢市御薗町王中島796番地ウィングルートＶ301号室
債務者　坂本　修一
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月２日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
三重県伊勢市小俣町相合893番地１
債務者　清水口里美
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月２日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１８４８号
札幌市清田区平岡７条１丁目３番４－405号
債務者　堀内亜由美
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８５８号
札幌市南区真駒内本町７丁目７－27－101、住民票上の住所札幌市南区真駒内南町４丁目２番５－509号
債務者　伊藤　直人
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８７１号
札幌市豊平区水車町５丁目１番６－403号
債務者　加茂　憂子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８７６号
北海道江別市見晴台47番地の16
債務者　佐藤　繁正
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８７７号
北海道江別市見晴台47番地の16
債務者　佐藤　朋己（旧姓高浪）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９０４号
札幌市東区北23条東14丁目１番10－201号
債務者　今村　好江
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９１０号
札幌市北区北36条西７丁目１番10号　グランステージ南麻生204号
債務者　久保　秀幸
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５２号
函館市湯川町１丁目31番１号　函館渡辺病院内、住民票上の住所函館市見晴町５番13号
債務者　榮　　久
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２６８号
群馬県前橋市南町２丁目53番地２　ファーストハイツ　306号
債務者　清井　富子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４９号
埼玉県新座市石神５丁目４番９－８号
債務者　高田　治子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５３号
埼玉県川口市大字峯1514番地の４　グリーンビレッジ102号
債務者　池田　勇太
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２７８号
さいたま市北区宮原町２丁目131番地25　ＴＯＰ東宮原103
債務者　金城　博文
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５３９号
埼玉県春日部市小渕493番地１　春日部小渕団地11棟205号
債務者　藤田　知哉
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５６５号
埼玉県越谷市東越谷８丁目28番地１
債務者　中村　　智
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係